

千葉県読書バリアフリー推進計画
中間評価（案）

令和8年（2026年）●月

千葉県教育委員会

目次

第1章 千葉県読書バリアフリー推進計画の概要.....	3
1 計画の位置づけ	3
(1) 読書バリアフリーを全県的に推進するための指針.....	3
(2) 読書を通じた共生社会の構築を目指す設計図.....	3
2 計画の期間と進行管理.....	3
3 計画の対象	3
4 計画の概要	3
第2章 中間評価の趣旨.....	4
1 中間評価の目的	4
2 中間評価の方法	4
(1) 目標と評価指標について.....	4
(2) 評価基準について.....	4
第3章 中間評価の結果とこれまでの取組.....	5
1 区分「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制を整備する」について.....	5
(1) 評価結果	5
(2) これまでの取組経過.....	8
2 区分「インターネットを利用したサービスの提供体制を強化する」について.....	9
(1) 評価結果	9
(2) これまでの取組経過.....	11
3 区分「特定書籍・特定電子書籍等の製作を支援する」について.....	11
(1) 評価結果	11
(2) これまでの取組経過.....	12
4 区分「端末機器等及びこれに関する情報入手支援、情報通信技術の習得を支援する」 について	12
(1) 評価結果	12
(2) これまでの取組経過.....	13
5 区分「製作人材・図書館サービス人材を育成する」について.....	14
(1) 評価結果	14
(2) これまでの取組経過.....	15
第4章 計画後期（令和8年度から令和9年度）に向けて.....	17
1 計画前期の成果と課題.....	17
(1) 成果	17
(2) 課題	18
2 今後の主な取組	19
3 計画の進行管理	20

※計画の用語集に記載のない用語に、脚注を付けた。

第1章 千葉県読書バリアフリー推進計画の概要

1 計画の位置づけ

(1) 読書バリアフリーを全県的に推進するための指針

この計画は、読書バリアフリー法第8条第1項に基づき、千葉県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるものです。読書バリアフリー法において、地方公共団体が施策を講ずるものとされている5つの事項について、施策の方向性と取組を定めます。

(2) 読書を通じた共生社会の構築を目指す設計図

この計画は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目指す計画であり、千葉県総合計画、第3期千葉県教育振興基本計画（令和2年2月策定）¹で目指す「読書県『ちば』」を推進するため具体的な設計図のひとつでもあります。

2 計画の期間と進行管理

この計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までとしています。計画策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくこととしています。具体的には、目標に関して毎年、進捗状況を把握し、中間年度及び最終年度に、読書バリアフリーに関する関係者会議で点検・評価を行います。

3 計画の対象

視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等に加え、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人たちへの配慮も十分に認識して取り組みます。

4 計画の概要

千葉県における現状と課題

1. 居住地域による視覚障害者等向けサービスの差異、情報提供の不足
2. アクセシブルな書籍等の供給及び人材の確保

¹ 令和7年3月に、第4期千葉県教育振興基本計画が策定された。

3. 学校における公立図書館との連携体制、アクセシブルな書籍等の不足
4. 障害の種類・程度に応じたサービスの多様化

基本的な方針

1. 居住地域に関わらず、誰もが等しく読書活動ができる環境の整備
2. アクセシブルな書籍等の利用機会の拡充
3. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
4. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じたサービスの充実

施策の方向性と取組

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備（法第9条関係）
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（法第10条関係）
3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（法第11条関係）
4. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（法第14条、15条関係）
5. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（法第17条関係）

第2章 中間評価の趣旨

1 中間評価の目的

計画の中間地点での各目標の進捗状況を把握し、これまでの施策の成果と課題の整理を行うことで、計画最終年（令和9年度）に向けて、各施策のより一層の充実を図るために実施するものです。

2 中間評価の方法

（1）目標と評価指標について

各目標の中間地点での進捗状況については、本計画で設定した16の評価指標²により、評価を行いました。

指標には、県立図書館・市町村立図書館等に関する項目、学校図書館に関わる項目、点字図書館等に関わる項目及び、市町村の計画策定に関わる項目があり、県の取り組みについて評価を行います。

（2）評価基準について

目標を達成しているものは「A」、目標に近づく方向で推移しているものは「B」、目標に近づく方向で推移していないものについては「C」とします。

² 計画 p31-35 「読書バリアフリー推進に係る目標」。中間評価結果一覧は当資料 p16-17 に掲載。

第3章 中間評価の結果とこれまでの取組

1 区分「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制を整備する」について

(1) 評価結果

ア 図書館施設、読書支援機器の整備

表1のとおり、①点字ブロックについては、策定時の37館（86館のうち43.0%）から令和6年度の46館（87館のうち53.8%）まで整備済館が増加しています。100%の目標に近づく方向で推移しているため、中間評価を「B」としました。

また、②対面朗読室と③拡大読書器に関しては、策定時に比べて整備済館が増加しているため、中間評価を「A」としました。

表1 図書館施設、読書支援機器の整備

	計画策定時 (令和4年10月)	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①点字ブロック	37/86館	100%	43/87館	44/87館	46/87館
②対面朗読室	28/86館	整備済館数の増加を目指す	29/87館	29/87館	30/87館
③拡大読書器	41/86館	整備済館数の増加を目指す	41/87館	41/87館	44/87館

(生涯学習課調べ)

イ 障害者サービス登録利用者数

表2のとおり、県立図書館、市町立図書館の障害者サービスの利用登録者の合計を見ると、計画策定時の参考数値となる令和3年度実績1,601人から、翌年の令和4年度には1,461人に減少し、以降は令和3年度の数値までは回復していないものの、令和5年度1,486人、令和6年度1,543人と微増しています。よって、中間評価は「B」としました。減少の要因としては、一定期間利用のない利用者の登録を削除する運用を行う図書館があることが考えられます。また、県立図書館での事例として、スマートフォン等のアプリやAIを利用することで読みにくさを軽減している方が増えており、操作方法の問い合わせがある一方で図書館の利用登録には繋がらないケースが増えていることも一因と考えられます。

表2 障害者サービス登録利用者数

	計画策定時 (令和3年度末)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	1,601	合計人数の増加を目指す	1,461	1,486	1,543
県立	434		433	410	415
市町村	1,167		1,028	1,076	1,128

※一般の利用者とは別に障害者サービスの枠を設け、サービスを実施しているのは、図書館設置市町の一部（策定時と同じく22市町）です。（生涯学習課調べ）

ウ バリアフリー資料の所蔵冊数

表3のとおり、点字図書、大活字本、録音図書のいずれも、概ね微増しています。よって、中間評価は「A」としました。バリアフリー資料を所蔵している市町村立図書館等も微増しています。なお、市町の点字図書の所蔵数が、令和4年13,691点から令和5年13,097点に減少しているのは、長期間の利用により摩耗した点字図書をまとめて除籍した自治体があったことによるものです。

表3 バリアフリー資料の所蔵冊数

		計画策定時 (令和3年度末)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立	①点字図書	606	増加を目指す	614	619	628
	②大活字本	5,817		5,974	6,110	6,265
	③録音図書	17,973		18,056	18,144	18,230
市町村	①点字図書	13,208		13,691	13,097	13,557
	②大活字本	86,198		87,491	88,961	90,798
	③録音図書	20,053		20,112	20,260	21,175

(千葉県公共図書館協会『千葉県の図書館』)

エ 録音図書等のデータ利用数

各図書館が録音図書等を製作した場合に、国立国会図書館視覚障害者等用データとして提供すると、全国の視覚障害者等の当事者や、障害者サービスを行う図書館にデータを提供することができます。表4のとおり、県立図書館と市立図書館（3館）でデータを提供しており、その利用数の増加を目指しています。参考数値となる令和3年度実績から、令和4年度は県立、市町村立ともに利用数が大きく増加しましたが、令和5年度から6年度にかけては緩やかに減少し、令和6年度実績は令和4年度実績を下回っています。参考数値よりも増加した時期もあることから、中間評価は「B」としました。

表4 録音図書等のデータ利用数

	計画策定時 (令和3年度末)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立	4,840	増加を 目指す	6,155	5,462	4,515
市町村	45,470		50,478	47,809	43,313

(生涯学習課調べ)

オ 視覚障害者等へのサービスを資料により案内している自治体の割合

県内で市町村図書館等の設置状況等に差がありますが、居住地域に関わらず、誰もが等しく読書活動ができるように視覚障害者等へのサービスを周知していきます。視覚障害者等へのサービスを資料により案内している自治体の割合を100%にすることを目指して、県でも読書バリアフリーに関するリーフレットを作成し、資料やサービス、県立図書館や点字図書館等の紹介に役立つようにしました。しかし、表5のとおり、中間評価時点で実施市町村は37.0%にとどまり、目標と開きがあるため、「C」とします。

表5 視覚障害者等へのサービスを資料により案内している自治体の割合

	計画策定時 (令和4年10月)	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市町村	33.3% (18/54市町村)	100%	31.5% (17/54)	31.5% (17/54)	37.0% (20/54)

(生涯学習課調べ)

カ 視覚障害者等向けサービスを開始している自治体の割合

表6のとおり、対面朗読、点字図書・録音図書の貸出のいずれかを実施している自治体は令和3年度に70.4%であり、これを80%とする目標です。中間年には79.6%に達し、目標に近づいていることから中間評価は「B」としました。なお、「実施している」自治体でも、貸出や利用の実績はないという場合もありました。

表6 視覚障害者等へのサービスを開始している自治体の割合

	計画策定時 (令和4年10月)	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市町村	70.4% (38/54市町村)	県内市町村 を80%とす る	72.2% (39/54)	79.6% (43/54)	79.6% (43/54)

(生涯学習課調べ)

キ 公立図書館等と連携している学校の割合

表7のとおり、公立図書館等と連携している学校の割合は令和2年度実績が71.2%で、これを100%とする目標であるところ、中間年は71.7%でした。目標と隔たりがあるため、中間評価は「C」としました。校種別に見ると、小学校は増加傾向を維持していますが、中学校は伸び悩んでおり、高等学校と特別支援学校はやや減少傾向となっています。

表7 公立図書館等と連携している学校の割合

	計画策定時 (令和2年度時点)	目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	71.2%	100%	70.8%	70.8%	71.7%
小学校	83.3%		84.0%	84.3%	85.6%
中学校	52.8%		51.8%	51.5%	52.9%
高等学校	73.6%		67.8%	71.3%	69.2%
特別支援学校	44.9%		46.7%	42.1%	41.7%

(「千葉県社会教育調査」)

ク 読書バリアフリー推進計画を策定した市町村数

読書バリアフリー推進計画を策定した市町村数を20市町村とする目標です。中間報告時点では3市で計画を策定し、計画を公表しています。このほかに、2自治体で策定予定があります。目標に近づく方向で推移しているため、中間評価は「B」としました。

なお、策定済みの3市では、他の計画の一部として策定しています。

【計画策定時の策定自治体】

- ・船橋市(令和4年3月策定) ※第二次船橋市図書館サービス推進計画の一部として

【その後の策定自治体】

- ・佐倉市(令和6年3月策定)
※第7次佐倉市障害者計画・第7期佐倉市障害福祉計画の一部として
- ・野田市(令和6年5月策定) ※第4次野田市障がい者基本計画の一部として

(2) これまでの取組経過

ア 円滑な利用のための支援の充実

新たな取組

- ・ 県立図書館では、令和5年5月に3館に「読書バリアフリー相談窓口」³を設置しました。県内の視覚障害等の当事者やその家族・教職員等の支援者、点訳者や音訳者、図書館等の相談を、メールフォームや電話で受け付けています。
- ・ 県立図書館では、令和6年度に読書バリアフリー資料紹介セット⁴を作成しました。様々な読書方法の体験機会提供のため、読書バリアフリー資料と読書支援機器をセットにして、市町村立図書館や特別支援学校へ貸し出しています。
- ・ 県立図書館では、図書館ホームページ子どもの読書活動推進センターのページ内に「特別支援学校への訪問読書支援」のページ⁵を設け、令和5年度におはなし会プロ

³ 千葉県立図書館「障害者サービス／読書バリアフリー」
<https://www.library.pref.chiba.lg.jp/guide/handicap/index.html>

⁴ 千葉県立図書館「読書バリアフリー資料紹介セット貸出しのご案内」
<https://www.library.pref.chiba.lg.jp/school/Barrier-free-set.html>

⁵ 千葉県立図書館「特別支援学校への訪問読書支援」
https://www.library.pref.chiba.lg.jp/guide/suishin/post_160.html

グラムの例を掲載するなど、学校へ情報を共有できるようにしました。

- ・ 県では、令和6年3月にリーフレット「あなたに合った読書のカタチは？」を作成し、県内図書館や学校、福祉部局に配布することで、読書バリアフリーについて周知を行いました。
- ・ 県では、計画に記載のある読書バリアフリーに関する関係者会議について、毎年の進捗状況の把握に関しては千葉県図書館協議会で兼ねることとして、令和5年度から毎年報告を行い、令和7年度は中間評価年であるために当部会を開催します。毎年県から各市町村の公共図書館等に対して実態調査を行うほか、各種統計・調査等のデータに基づき、進捗状況を把握しています。

その他計画記載の取組

- ・ 系統的な読書活動に関して、各特別支援学校の教育課程において、「読書活動に関する指導」の全体計画を作成して進めました。
- ・ 県では、学校図書館・公立図書館連携研修会や、学校図書館活用研修により、学校図書館と公立図書館の連携の推進を図りました。
- ・ 県では、市町村の計画策定支援に関して、県内市町村の策定状況をウェブサイト公開し、随時策定に関する相談対応を行いました。

イ アクセシブルな書籍等の充実

- ・ 県立図書館では、バリアフリー資料の収集を進め、市町村市立図書館等への貸出も含めて利用に供しました。
- ・ 県では、小学校・中学校・高等学校に対し、学校図書館自己評価表を活用した「優良・優秀学校図書館認定事業」により、学校図書館の積極的な利活用について啓発しました。
- ・ 県では、点字図書館の運営費について、補助金の交付を行っています。

2 区分「インターネットを利用したサービスの提供体制を強化する」について

(1) 評価結果

ア 年間データ提供件数

国立国会図書館やサピエ図書館への、県内各図書館が製作した録音図書等データの年間提供件数を指標としました。表8のとおり、県立図書館と点字図書館のデータ提供件数は同水準を維持する目標で、令和4年度、5年度は同水準以上を維持していましたが、令和6年度はやや減少しました。また、市町村は3市で提供していたところを6市で提供する目標を設定していましたが、中間時点で3市から増えていません。そのため、中間評価を「C」としました。

表8 年間データ提供数

	計画策定時 (令和3年度)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立	21件	同水準を維持する	28件	26件	12件
点字図書館	320件		381件	338件	268件
市町村	3市157件	6市町村で提供する	3市123件	3市121件	3市102件

(生涯学習課調べ)

イ オンライン対面朗読実施回数

対面朗読サービスは、これまで対面朗読室等で実施されてきましたが、ウェブ会議システムを利用してオンラインで実施することにより、利用者は来館せずにサービスを利用することができます。先進的な取り組みとして県立図書館で実施し、市町村も含めて増加を目指す目標としていました。

表9のとおり、3年間で市町村の中に新たに実施する自治体が出てきました。一方で件数については、利用者のニーズの影響が大きいため、県立図書館では令和4年度、5年度には増加しましたが、中間評価年である令和6年度の実施回数は0回でした。中間評価は「B」としました。

表9 オンライン対面朗読実施回数

	計画策定時 (令和3年度)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立	6回	増加を	21回	18回	0回
市町村	0市0回	目指す	1市8回	2市16回	1市10回

(生涯学習課調べ)

ウ 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスまたはサピエ図書館によりデータをダウンロードし、利用者に提供している自治体数

国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスやサピエ図書館を利用すると、全国の図書館等が製作した視覚障害者等用資料のデータをダウンロードして利用できます。表10のとおり、計画策定時の参考数値として13市で実施しており、目標数値は20市町村と設定しました。3年間で着実に増えつつあり、中間年は17市で実施しています。そのため、中間評価を「B」としました。

表10 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスまたはサピエ図書館によりデータをダウンロードし、利用者に提供している自治体数

	計画策定時 (令和4年10月)	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県	1/1		1/1	1/1	1/1
市町村	13/54	20市町村で実施する	16/54	17/54	17/54

(生涯学習課調べ)

(2) これまでの取組経過

新たな取組

- ・ 県立図書館では、令和6年5月に、一般向けの電子書籍サービスを開始しました。利用できる資料の中には、オーディオブックや、音声読み上げに対応するEPUBリフロー形式⁶の電子書籍があります。県立図書館の利用登録をした県内在住・在勤・在学の利用者が利用することができます。
- ・ 県立図書館で、令和6年度に、読書や図書館利用をサポートする機器をより多くの方に知ってもらえるよう、紹介動画を9点作成し、公開しました⁷。
- ・ 県では、読書バリアフリーに関する情報をまとめたページ⁸を作り、情報発信を行っています。また、読書バリアフリーリーフレットについては、PDF・テキストデータ等をウェブ掲載しています。

その他計画記載の取組

- ・ 県立図書館3館で、録音図書の製作や館報のテキストデータ化を継続して実施し、国立国会図書館にデータ提供しています。
- ・ 県内の市町図書館では、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスやサピエ図書館の加入館が少しずつ増加しており、県立図書館の職員向け研修会での継続的な紹介等も効果があったと考えられます。

3 区分「特定書籍・特定電子書籍等の製作を支援する」について

(1) 評価結果

表8(再掲)のとおりで、評価結果は中間評価を「C」としました。点訳図書や録音図書などのアクセシブルな資料の製作をしている県内市町村図書館等がありますが(令和7年度調査で音訳9自治体、点訳8自治体)、作成した資料データを国立国会図書館に提供している自治体が増えていません。製作した資料をデータ提供しない要因としては、不特定多数の利用を念頭に置いていないプライベート録音(対面朗読の代替)である可能性や、国立国会図書館へのデータ提供基準に合わせたデータ修正に時間がかかることなどが考えられます。

⁶ EPUB(イーパブ)は、電子書籍のファイルフォーマット規格。リフロー型と固定レイアウト型の2種類があり、リフロー型は、文字の拡大縮小や行間を変更することが可能。DAISYとは違って、一般の電子書籍として流通している。

⁷ 千葉県立図書館「読書や図書館利用をサポートする機器の紹介動画」

https://www.library.pref.chiba.lg.jp/guide/handicap/post_182.html

⁸ 千葉県「読書バリアフリーの推進」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/dokusho-bf/index.html>

表8 年間データ提供数（再掲）

	計画策定時 (令和3年度)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立	21件	同水準を維持する	28件	26件	12件
点字図書館	320件		381件	338件	268件
市町村	3市157件	6市町村で提供する	3市123件	3市121件	3市102件

(生涯学習課調べ)

(2) これまでの取組経過

- ・ 県立図書館では、テキストデータ化⁹に関して県内外の他館からの問い合わせに対応したほか、読書バリアフリー相談窓口にて地域の点訳・音訳ボランティアからの相談を受けて、資料製作方法の助言を行ったり他の活動の場とつないだりした事例がありました。
- ・ 特別支援学校においては、ボランティア連絡会を企画・運営し、ボランティアに視覚障害者の実態を把握していただくため、学校参観、授業参観等を実施しました。また、これまで主に教員が行っていた資料の点訳、音訳をボランティア団体に依頼しました。

4 区分「端末機器等及びこれに関する情報入手支援、情報通信技術の習得を支援する」について

(1) 評価結果

ア 端末機器等及びこれに関する情報入手の関連講座等の実施状況

表11のとおり、県立図書館では県民・市町村職員向け講座について、計画策定時には6回開催し、延べ78人が参加していました。目標は、受講人数を130人とするもので、令和6年度は4回の講座を125人が受講しました。より多くの方に参加いただけるようオンデマンド配信を行ったり、地域の関係者に実際に機材等に触れて試してもらえるよう県内図書館を会場にして開催したりすることで、受講者が増えました。また、千葉点字図書館でも、機器等の購入支援を継続しています。中間評価は「B」としました。

⁹ 紙資料をスキャナーで読み取り、OCRソフトを使用して画像ファイルからテキストデータに変換した後、文字の誤認識の校正や、図や表など文字以外の情報の補足を行って製作する。録音図書として音声化する場合に比べて、短い製作日数で利用者へ提供することができる。パソコンやスマートフォン等により、拡大表示や、音声で聞くことができる。

表 11 端末機器等及びこれに関する情報入手の関連講座等の実施状況

実施機関		計画策定時 (令和3年度)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立図書館	(県民・市町村職員向け) 延べ人数	78人	県立図書館の講座の受講人数(述べ) 130人	69人	109人	125人
	回数・内訳	6回 ・読書バリアフリー講座 ・サピエ図書館活用講座		3回 ・読書バリアフリー講座 ・サピエ図書館活用講座	4回 ・読書バリアフリー講座 ・サピエ図書館活用講座	4回 ・読書バリアフリー講座 ・サピエ図書館活用講座
点字図書館	・機器等の購入支援	75件		69件	86件	114件

(生涯学習課調べ)

イ 情報通信技術の習得に関する講座等の実施状況

表 12 とおり、点字図書館等での機器等の取扱指導や、パソコン教室を継続しています。中間評価は「A」としました。

表 12 情報通信技術の習得に関する講座等の実施状況

実施機関		計画策定時 (令和3年度)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
点字図書館等	・機器等の取扱「い」指導	88件	取組を継続する	78件	87件	95件
	・障害者ITサポートセンターにおけるパソコン教室	全30講座、延べ1,064人		全30講座、延べ1,108人	全30講座、延べ1,218人	全30講座、延べ1,687人

(生涯学習課調べ)

(2) これまでの取組経過

- ・ 県立図書館では、読書バリアフリー講座、サピエ図書館活用講座を開催しました。オンラインの活用により、来館困難な利用者を含めて受講者を増やすことができ、また、一部の講座は出張開催することで、県民が会場で実際に機材等に触れられる充実した形式となりました。
- ・ 点字図書館や県ITサポートセンターでの取り組みも継続しています。また、パソコン教室については、出張により多数の会場で開催することで、来所が困難な方に受講しやすい形式となりました。

- ・ 県では、市町村において障害者、障害児、難病患者等を対象に行われている、日常生活用具給付等事業について、市町村への費用の一部負担を継続しています。

5 区分「製作人材・図書館サービス人材を育成する」について

(1) 評価結果

ア 音訳者等の養成講座等の実施状況

県立図書館や県で、音訳者や点訳者の養成講座を開催し、表 13 のとおり計画策定時には延べ 161 人が受講していました。目標は 190 人で、中間年では延べ 204 人が受講しました。県立図書館の音訳者講座を整理し、新たに若年層向けの入門講座である「読書サポーター体験講座」を実施しました。中間評価は「A」としました。

表 13 音訳者等の養成講座等の実施状況

実施機関	計画策定時 (令和 3 年度)	目標	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計人数	161	190 人	152	126	204
県立図書館 (図書館音訳者・テキスト訳者等向け) 延べ人数 回数・内訳	106		108	85	156
	9 回 ・ 図書館音訳者養成講座 ・ 障害者のための資料デジタル化講座		9 回 ・ 図書館音訳者養成講座 ・ 障害者のための資料デジタル化講座	5 回 ・ 図書館音訳者養成講座 ・ ICT 活用講座	9 回 ・ 図書館音訳者養成講座 ・ 読書サポーターのための ICT 活用講座 ・ 読書サポーター体験講座
県 ・ 点訳奉仕員養成事業 (養成人数)	36		24	20	31
・ 朗読奉仕員養成事業 (養成人数)	19		20	21	17

(生涯学習課調べ)

イ 図書館サービス人材育成に係る研修会等の実施状況 (県内公共図書館等職員向け)

県立図書館で、県内公共図書館等職員向け研修会を実施しています。表 14 のとおり計画策定時は 6 回延べ 172 人が参加していました。中間年は 4 回延べ 235 人が参加し、取組を継続していることから、中間評価は「A」としました。

表 14 図書館サービス人材育成に係る研修会等の実施状況

実施機関	計画策定時 (令和3年度)	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立図書館	6回	取組を継続する	4回	4回	4回
	延べ172人		233人	214人	235人
	・公共図書館 新任職員研修会 ・図書館長研究協議会 ・障害者サービス研修会		・公共図書館 新任職員研修会 ・図書館長研究協議会 ・障害者サービス研修会	・公共図書館 新任職員研修会 ・図書館長研究協議会 ・障害者サービス研修会	・公共図書館 新任職員研修会 ・図書館長研究協議会 ・障害者サービス研修会

(生涯学習課調べ)

(2) これまでの取組経過

ア 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

- ・ 県立図書館で、引き続き、毎年開催の研修会を行いました。全ての新任図書館職員に向けた研修会の中で、障害者サービスについて基礎的な内容を教えるものと、主に障害者サービスの担当者向けに、図書館の障害者サービスの基本的な内容や先進的なトピック等を扱うものです。
- ・ 県では、実施する新任校長研修や学校図書館活用研修会、学校図書館・公立図書館連携研修会により、学校長、司書教諭、学校図書館担当教員、学校司書等の資質向上を図りました。
- ・ 県立特別支援学校では、年度初めに転入職員等への基礎的な研修を実施し、年間を通して校内の児童生徒のニーズや担当する授業等に応じ、専門性の向上に取り組んでいます。

イ 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ・ 県立図書館では、委嘱している音訳者向けの図書館音訳者養成講座を継続して実施しました。令和5年度からは、3館で複数回実施していた内容の一部を整理し、講座の内容によって可能なものはオンライン受講に対応しました。また、令和6年度からは高校生・大学生等の若年層を対象に「読書サポーター体験講座」を実施し、音訳者やテキスト訳者等の活動について周知し、将来的な担い手の裾野の拡大を図りました。
- ・ 県では、点訳・音訳奉仕員養成事業を継続しています。

表 15 読書バリアフリー推進に係る目標

区分	指標	目標	中間実績	中間評価
1	図書館施設、読書支援機器の整備 ①点字ブロック ②対面朗読室 ③拡大読書器	【市町村】 ①100% ②28/86 館から増加 ③41/86 館から増加	①46/87 館 (52.9%) ②30/87 館 ③44/87 館	①B ②A ③A
	障害者サービス登録利用者数	合計人数1,601人から増加	1,543人	B
	バリアフリー資料の所蔵冊数 ①点字図書 ②大活字本 ③録音図書	【県】 ①606 ②5,817 ③17,973 から増加 【市町村】 ①13,208 ②86,198 ③20,053 から増加	【県】 ①628 ②6,265 ③18,230 【市町村】 ①13,557 ②90,798 ③21,175	A
	録音図書等のデータ利用数(県内図書館が国立国会図書館に提供したデータのうち、利用された延べ数)	【県】4,840件から増加 【市町村】45,470件から増加	【県】4,515 【市町村】43,313	B
	視覚障害者等へのサービスを資料により案内している自治体の割合	県内市町村 100%	37.0%(20/54)	C
	視覚障害者等向けサービスを開始している自治体の割合(対面朗読、点字図書・録音図書の貸出のいずれかを実施。他館からの借用やダウンロードによる提供を含む。)	県内市町村 80%	79.6%(43/54)	B
	公立図書館等と連携している学校の割合	100%	71.7%	C
	読書バリアフリー推進計画を策定した市町村数	20市町村	3市	B
	2	年間データ提供件数 ※公立図書館は国立国会図書館へ、点字図書館はサピエ図書館へ	【県】同水準を維持(21件) 【点字】同水準を維持(320件) 【市町村】6市町村	【県】12件 【点字】268件 【市町村】3市102件
オンライン対面朗読実施回数		【県】6回から増加 【市町村】0市町村0回から増加	【県】0回 【市町村】1市10回	B

	国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスまたはサピエ図書館によりデータをダウンロードし、利用者に提供している自治体数	20 市町村	17/54 市町村	B
3	[再掲] 年間データ提供件数 ※公立図書館は国立国会図書館へ、点字図書館はサピエ図書館へ	[再掲] 【県】同水準を維持(21 件) 【点字】同水準を維持(320 件) 【市町村】6 市町村	[再掲] 【県】12 件 【点字】268 件 【市町村】3 市 102 件	C
4	端末機器等及びこれに関する情報入手の関連講座等の実施状況	県立図書館の講座受講人数 述べ 130 人	125 人	B
	情報通信技術の習得に関する講座等の実施状況	取組を継続する 機器等の取扱指導 88 件 パソコン教室 全 30 講座 延べ 1,064 人	取扱指導 95 件 教室全 30 講座延 べ 1,687 人	A
5	音訳者等の養成講座等の実施状況	190 人	204 人	A
	図書館サービス人材育成に係る研修会等の実施状況	取組を継続する (6 回 172 人)	4 回 235 人	A

第4章 計画後期（令和8年度から令和9年度）に向けて

1 計画前期の成果と課題

(1) 成果

ア 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備（区分1 関連）

県で作成した読書バリアフリーを紹介するリーフレットや、県立図書館での読書バリアフリーの相談窓口により、県民への周知を行いました。県立図書館、市町村立図書館等において、アクセシブルな資料等の点数は増加傾向にあり、点字図書または録音図書の貸出、対面朗読のいずれかを行うことのできる市町村立図書館等も増えています。引き続き、読書バリアフリーの環境を整備していく必要があります。

イ インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（区分2関連）

県立図書館では、サピエ図書館等でデータをダウンロード利用できるコンテンツの提供や、オンラインによる遠隔対面朗読を実施しています。今後は、利用者への周知のほか、図書館向け研修等でこれらのサービスを紹介することにより、市町村図書館等での実施の普及も図っていく必要があります。

また、電子書籍サービスは一部の県内市町村立図書館等でも導入していますが、県立図書館での導入により、県民が居住する市町村に関わらず、オーディオブックや音声読み上げに対応するEPUBリフロー形式の電子書籍を利用できるようになりました。

県では、読書バリアフリーに関してウェブページで情報発信を行い、今後ともサービスの周知を行っていきます。

ウ 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援（区分3関連）

県立図書館では、地域の点訳・音訳ボランティアからの相談を受け、資料製作方法の助言を行って国立国会図書館へのデータ提供に繋げた例などがあります。今後も、先進的な取組事例に協力するなどして得た知見を活かし、県内の機関・団体と連携しながら、製作支援を行っていく必要があります。

エ 端末機器等及びこれに関する情報入手支援、情報通信技術の習得支援（区分4関連）

従来から開催している県立図書館の講座や、県で実施するパソコン教室について、オンラインの活用や、出張開催を取り入れることで、従来の開催地に来場が困難な県民に利用しやすい形式としました。今後も、テーマや内容によって実施方法を検討しながら、多くの方の情報入手や技術習得の支援を行う必要があります。

オ 製作人材・図書館サービス人材の育成（区分5関連）

県立図書館で、視覚障害者等のさまざまな読書方法を学び、音訳者やテキスト訳者の活動を体験する若年層向けの体験講座を新たに開催しました。アクセシブルな読書の方法などを知ってもらい、今後音訳・テキスト訳に関わってもらえるようにまずは関心をもってもらうことを目的とした内容を行い、体験も行いました。引き続き、裾野を広げる取り組みとして実施し、活動を周知していく必要があります。

また、県では点訳・音訳奉仕員養成事業を引き続き実施していく必要があります。

(2) 課題

ア 居住地域によるサービスの差異と情報提供の不足（区分1・区分2関連）

- ・ 各種の視覚障害者等向けサービスについて、更なる情報提供が必要です。サービスが当事者や関係者に知られていない可能性があり、図書館等の登録利用者や資料・サービスの利用について、まだ増加の余地があると考えられます。
- ・ 市町村の状況を見ると、図書館未設置市町村等では取組が困難な実情があります。たとえばサービス実施が難しくても、県立図書館や千葉点字図書館のサービスの利用を視野に入れた案内に活用してほしいという趣旨でリーフレットを作成・配布しましたが、案内を行っている市町村図書館等は目標値ほど増えていません。市町村

図書館等のみでの広報には限界があることをふまえ、関連部署との連携にも力を入れていく必要があります。

- ・ 図書館のサービス計画等の中に読書バリアフリーに関する対応を記載している市町村立図書館等がありますが、市町村での読書バリアフリー推進計画の策定が目標値ほど進んでいません。他県の市町村等も含めて¹⁰、策定している場合には他計画の一部として位置づけている自治体が多くみられるため、福祉部門にも情報提供をするなどしながら、策定可能な方法を探っていく必要があります。

イ 学校と公立図書館等との連携（区分1 関連）

- ・ 学校と公立図書館等との連携率が低迷している要因については不明ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、読み聞かせ等の活動の実施が控えられ、以降再開されていないケースなども考えられます。
- ・ 文部科学省において、令和6年度から令和7年度にかけて「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」が設置され、読書バリアフリーの推進も取り上げられているため、動向を注視します。

ウ 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援（区分3 関連）

県立図書館では、図書館等からの問い合わせを受けて情報提供を行うなどの対応をしています。一方で、既に実際に音訳・点訳等の資料制作を手掛けている市町村立図書館等やボランティア団体でも、国立国会図書館等へのデータ提供館にはならず継続している等の状況があり、指標を達成するための対応が難しい状況です。

エ アクセシブルな書籍等の供給及び製作人材の確保（区分5 関連）

人材育成は既存の事業でよく行われていますが、このうち県立図書館での音訳者養成講座の多くは、既に県立図書館の音訳者として活動している者が必要なスキルアップのために受講することを想定した講座です。一方で、読書サポーター体験講座については、体験後に実際に音訳等を学んでみたい参加者に対応できる、若年層に即した適切な受入先を探すことが課題です。

2 今後の主な取組

(1) 読書バリアフリーの情報を広く周知し、視覚障害者等による利用を促進するための取組

¹⁰ 文部科学省と厚生労働省で、都道府県、政令指定都市、中核市について、毎年調査を行い、策定状況の概要と一覧を公表している。文部科学省「共生社会のマナビ 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について」

<https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/reading-barrier-free/reading-barrier-free-local/>
それ以外の全市町村の策定状況については、令和8年2月時点でまとまった情報の存在が確認できなかった。近隣のうち栃木県では情報を公開していた。栃木県「栃木県内の読書バリアフリー関連情報」
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/tosyokandokusyo/barrierfree.html>
千葉県内の市町村計画策定状況については、千葉県「読書バリアフリーの推進」にて公開している。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/dokusho-bf/index.html>

読書バリアフリーについての情報を、市町村図書館等を既に利用している人のみならずより多くの人に届けるため、福祉部門を通じたリーフレットの配布や、県の広報媒体等での事業の周知など、広報の強化を検討します。県内の市町村立図書館等を介しての利用のほかにも、読書支援機器の入手やインターネットの利用によって視覚障害者等が直接に利用する方法があることを併せて広報し、必要なときにそれぞれに合った手段を選べることを目指します。

(2) 県内の視覚障害者等の読書環境整備のための取組

市町村立図書館等において視覚障害者等向けサービスを始めとする障害者サービスの実施や利用者への案内が行われるよう、県立図書館では、研修等を継続して行います。

また、公立図書館と連携している学校の割合を増やすために、県立図書館では、高等学校、特別支援学校との連携を電子書籍の利用も含めて強化します。

県は、市町村の読書バリアフリー計画策定のため、より効果的な支援方法を検討します。

3 計画の進行管理

引き続き、関係機関の取組について進行の管理を行うとともに、読書バリアフリーに関する調査を行い、実態把握に努めます。また、進捗状況については、毎年千葉県図書館協議会で報告し公表します。

(参考) 読書バリアフリーに関する情勢の変化

(1) 国「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(第2期)の策定(令和7年3月)

令和7年3月に、国の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)が策定されました。新たに「基本的施策に関する指標」が設けられ、その項目として「地方公共団体における読書バリアフリー計画の策定状況」「公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の冊数」等、県の推進計画と重なる内容もあります。

(2) 国立国会図書館「みなサーチ」正式版の公開(令和6年1月)

令和6年1月にみなサーチ(国立国会図書館障害者用資料検索)¹¹正式版が公開されました。視覚障害、ディスレクシア等、さまざまな障害のある方が利用しやすい形式の資料について、全国の図書館にある蔵書や、インターネットで利用できるものをまとめて探すことができます。視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の利用が困難な方は利用者登録をすると、自分で検索して選んだD A I S Yやテキストデータなどを、ダウンロードして利用できるようになりました。サピエ図書館と重なる部分もあ

¹¹ 国立国会図書館「みなサーチ」<https://mina.ndl.go.jp/> 千葉県計画 p25 で紹介した国立国会図書館サーチ内「障害者向け資料検索」に替わって利用できるようになった。

りますが、みなサーチには公共図書館の情報が豊富です。また、検索しやすいように聴覚機能・視覚機能・触覚機能から絞り込むことができるなどの工夫がされています。

(3) 国立国会図書館「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0」の公表（令和7年5月）

「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」¹²は、読書に困難を抱える人の多様なニーズに対応するため、国立国会図書館によって令和5年7月にバージョン1.0が公表されました。公立図書館等が電子図書館を調達・導入するための調達仕様を検討する際や、電子図書館事業者が電子図書館の開発や改修をする際に利用することを想定しています。

令和7年5月に更新されたバージョン2.0では、バージョン1.0で中心としていた音声読み上げに関するアクセシビリティ要件に加え、発達障害等（発達性ディスレクシアを含む）により、読書に困難を抱える人からのニーズが高い、フォントの変更、色反転、字間・行間の調整、縦書き・横書きの切替えについての要件を追加しています。

千葉県立図書館ではアクセシビリティが確保された電子書籍の購入や原本出版社から提供されているテキストデータ等の収集、リクエストによる制作を行っています。またアクセシビリティが確保された電子図書館サービスを導入し、普及に努めています。

¹² 国立国会図書館「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0」
<https://www.ndl.go.jp/support/guideline>